

入札概要書

(令和8年度食品表示Gメンシステム運用保守業務)

令和8年度食品表示Gメンシステム運用保守業務について、条件付き一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

1 条件付き一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

令和8年度食品表示Gメンシステム運用保守業務

(2) 業務内容

現在徳島県で運用している「食品表示Gメンシステム」の運用業務及び保守業務を行うものである。詳細は、「令和8年度食品表示Gメンシステム運用保守業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）による。

(3) 業務委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

2 担当部局

徳島県生活環境部安全衛生課 食品表示企画担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話番号：(088)621-2110

ファクシミリ：(088)621-2848

電子メール：anzeneiseika@pref.tokushima.lg.jp

3 入札概要書及び仕様書の交付期間、場所及び方法

(1) 期間

令和8年3月11日（水）から令和8年3月24日（火）午後5時まで

(2) 場所

徳島県ホームページにおいて交付するものとする。

(3) 方法

無償で交付する。

4 入札に参加する者に必要な資格

(1) 必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、アからコまでに掲げる事項のすべてに該当する者であることとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者で、営業種目「情報処理」中「電算処理」、「システム開発」又は「プログラム作成」に登録されている者であること。

- ウ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- オ 徳島県内に本社、支社又は営業所等を有する者であること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- キ 過去1年以内に国又は地方公共団体と締結した業務委託契約において、契約解除条項に基づく契約解除をされたことのない者であること。
- ク 過去5年以内に元請として国又は地方公共団体のWebシステムの運用保守業務実績があること。
- ケ プライバシーマーク付与を受けている者及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得している者であること。
- コ 「3 入札概要書及び仕様書の交付期間、場所及び方法」で示した交付場所において入札概要書等の交付を受けた者であること。

(2) 資格審査の申請の方法

4の(1)のイにおいて、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号、この様式については、徳島県ホームページからダウンロードするか、徳島県企画総務部管財課において配布されるものを使用すること。）に必要書類を添付して、5の(1)に記載の提出期間に、下記に示す提出場所へ提出しなければならない。（申請内容について、審査を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応ずるものとする。）資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

一般競争入札参加資格審査申請書の提出場所

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県企画総務部管財課 調度担当

5 入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、条件付き一般競争入札参加資格確認申請書を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

令和8年3月11日（水）から令和8年3月24日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 提出場所

「2 担当部局」に同じ

(3) 提出方法

持参によるものとする。

(4) 提出部数

正本1部

(5) 参加資格の確認及び通知

ア 提出期間内に条件付き一般競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格に係

る確認の結果、参加資格が認められない者は入札に参加することができない。また、県から申請内容について説明を求められた場合は、これに応じるものとする。

なお、入札参加資格の確認に係る参加資格確認基準は、「4 入札に参加する者に必要な資格」によるものとする。

イ 入札参加資格の確認の結果は、令和8年3月26日（木）までの日付で書面により通知する。

(6) その他

ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書の作成並びに提出に要する費用は提出者の負担とする。

イ 申請類等に虚偽の記載をした場合は、提出された条件付き一般競争入札参加資格確認申請書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

ウ 提出された条件付き一般競争入札参加資格確認申請書は返却しない。

エ 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書の受領後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、県が要求した場合は、この限りでない。

6 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書作成要領

(1) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、様式-1及び様式-2のとおりとする。この様式については徳島県ホームページからダウンロードし、使用すること。

(2) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書の添付書類として、次のものを提出すること。

ア 国又は地方公共団体のWebシステム運用保守業務に係る契約書の写し（過去5年以内の直近のもので、業務が完了したもの）

イ 認証等の取得を証明する書類の写し

7 資料の閲覧の期間及び場所

この業務に係る資料については、事前に連絡の上、閲覧することができる。

(1) 期間

令和8年3月11日（水）から令和8年3月24日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 場所

「2 担当部局」に同じ

(3) 機密保持誓約書の提出

閲覧を希望する者は、機密保持誓約書を提出すること（参考様式「機密保持誓約書」については徳島県ホームページからダウンロードし、使用すること。閲覧当日の提出可。）。

8 入札及び開札執行の日時及び場所等

(1) 日時

令和8年3月30日（月） 午前9時30分

(2) 場所

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県庁 10階 とくしま消費者行政プラットホーム会議スペース

(3) 入札書の提出方法

持参によるものとする。

(4) 開札

(1) 及び (2) の日時、場所において、入札の終了後直ちに、入札者立ち会いのもとで行う。こ

の場合において、入札者が立ち会わないときは、この入札に関係のない職員を立ち合わせて行う。

9 入札手続

(1) 入札書の作成（「入札書記載例」参照）

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札業務、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インク又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。金額の見積もりに当たっては、この入札概要書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

エ 「住所」及び「氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

①代表者が入札する場合は、代表者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の役職名及び氏名）を記載すること。

②代理人が入札する場合は、代理権を与えた者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の役職名及び氏名）並びに代理人の住所及び氏名を記載すること。なお、代理人が法人又は組合等の社員である場合は、法人又は組合等の住所、法人名又は組合名等（支店・営業所名等）及び氏名を記載することも可とする。

(2) 入札書の提出

入札参加資格の確認を受け、資格があると認められた入札者は、本入札概要書及び徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）に基づき入札書を「8 入札及び開札執行の日時及び場所等」の日時、場所に提出すること。

(3) 入札者

入札は、入札参加資格の確認を受け、資格があると認められた本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとする（「委任状記載例」参照）。なお、入札者は、その提出した入札書を書き換え、または撤回することができない。

(4) 入札の方法

入札の方法は、総価で行うものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 落札者の決定方法

徳島県契約事務規則第18条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(6) 再度入札

開札の結果、落札者がいない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

なお、第1回の入札において、入札書の内容不備により無効となった者も、再度入札には参加させ

ることができるものとする。

(7) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

ア 「4 入札に参加する者に必要な資格」に規定する入札参加資格のない者の行った入札

イ 記名のない入札

ウ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

①鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの

②金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの

③「業務名」の記載のないもの、又は記載を誤ったもの

④「住所及び氏名」の記載を誤ったもの

エ 同一事項に対してした2通以上の入札

オ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札

カ 代理人が入札した場合に委任状を提出しなかった入札

キ 郵便によりした入札

ク 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

10 契約の締結

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項

委託契約書（案）によることとする。

(3) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

「2 担当部局」に同じ

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) その他

ア 落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

イ 落札者が落札時から契約締結時までの間に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。また、契約後に判明した場合は契約を解除する。

11 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

(1) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、徳島県知事に対してその理由を、その通知を受けた日の翌日から起算して7日（県の休日を除く。）以内に書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

(2) (1)に対する回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

12 入札概要書等に関する質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書様式により、「2 担当部局」に記載の宛先まで、電子メールで提出すること。この様式については徳島県ホームページからダウンロードし、使用すること。電話による問い合わせは不可とする。

(2) 受付期間

令和8年3月11日（水）から令和8年3月17日（火）午後5時まで

(3) 回答

質問に対する回答は、令和8年3月24日（火）午後5時までに、徳島県ホームページ内のこの入札の公告記事にて掲示するものとする。

1.3 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) 入札に参加する者は、必ず次のものを持参すること。これらの様式については徳島県ホームページからダウンロードし、使用すること。

ア 入札書及び封筒 1通

封筒には「入札案件 令和8年度食品表示Gメンシステム運用保守業務」を記載すること。

イ 委任状（代理人が入札する場合） 1通

ウ 顔写真入りの身分証明書

入札参加者及びその代理人の本人確認ができないときは、入札に参加できない。

エ 再入札書及び封筒の予備 1通

(3) 入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあってはその旨了解の上入札すること。

条件付き一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

徳島県知事 後藤田 正純 殿

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

印

令和8年3月11日付け公告に係る「令和8年度食品表示Gメンシステム運用保守業務」の条件付き一般競争入札（以下、本入札という。）に参加したく、関係書類を添えて条件付き一般競争入札参加資格の確認を申請します。

なお、以下の事項及び条件付き一般競争入札参加資格確認申請書等の提出書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者で、営業種目「情報処理」中「電算処理」、「システム開発」又は「プログラム作成」に登録されている者であること。
- (3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- (5) 徳島県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 過去1年以内に国又は地方公共団体と締結した業務委託契約において、契約解除条項に基づく契約解除をされたことのない者であること。
- (8) 過去5年以内に元請として国又は地方公共団体のWebシステムの運用保守業務実績があること。
- (9) プライバシーマーク付与を受けている者及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得している者であること。
- (10) 本入札の入札概要書「3 入札概要書及び仕様書の交付期間、場所及び方法」で示された交付場所において入札概要書等の交付を受けた者であること。

提出書類

- 1 会社概要等（様式ー 2）
- 2 国又は地方公共団体のWebシステム運用保守業務に係る契約書の写し（過去5年以内の直近のもので、業務が完了したもの）
- 3 取得している認証等について、取得を証明する書類の写し

会社概要等			
<p>1 会社沿革</p>			
<p>2 本社、支社又は営業所等について</p> <p>(1) 本社</p> <p style="padding-left: 20px;">(住所)</p> <p style="padding-left: 20px;">(商号又は名称等)</p> <p style="padding-left: 20px;">(代表者の役職及び氏名等)</p> <p style="padding-left: 20px;">(電話番号)</p> <p>(2) 支社又は営業所等</p> <p style="padding-left: 20px;">(住所)</p> <p style="padding-left: 20px;">(商号又は名称等)</p> <p style="padding-left: 20px;">(代表者の役職及び氏名等)</p> <p style="padding-left: 20px;">(電話番号)</p>			
<p>3 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第4条第1項の規定による審査資格状況</p>			
営業種目コード及び 営業種目	営業品目コード及び 営業品目	業者コード	登録年月日

- ※ 国又は地方公共団体のWebシステム運用保守業務に係る契約書の写し（過去5年以内の直近のもので業務が完了したもの）を添付すること。
- ※ 取得している認証等については、取得を証明する書類の写しを添付すること。

(参考様式)

機密保持誓約書

徳島県知事 殿

令和 年 月 日

参加希望事業者名

所在地

代表者氏名

印

(担当者氏名

)

徳島県（以下「甲」という。）が行う「令和8年度食品表示Gメンシステム運用保守業務」に関する機密保持について、参加希望事業者名（以下「乙」という。）は、以下のとおり誓約します。

(目的)

第1条 乙は、令和8年度食品表示Gメンシステム運用保守業務（以下「本目的」という。）の履行に当たり、甲から開示された機密情報を機密として保持するために機密保持誓約書を提出する。

(機密情報)

第2条 本目的の履行における機密情報は、甲が本目的の履行のために必要があると認め、開示する有形無形のすべての情報とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

- (1) 開示の時点ですでに公知のもの又は乙の責めによらず公知となった情報
- (2) 乙が事前に甲の承諾を得て公開した情報
- (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく乙が正当に入手した情報
- (4) 開示の時点ですでに乙が保有している情報
- (5) 開示及び本業務上知り得たすべての機密情報によらないで、乙が独自に創作した情報

(機密保持)

第3条 乙は、甲から開示された機密情報について、適正に保管管理し、その機密を保持しなければならない。

- 2 乙は、本目的の履行のために知る必要のある自己の役員及び従業員以外に、甲から開示された機密情報を開示又は漏えいしてはならない。
- 3 乙は、甲から開示された機密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 4 乙は、甲から開示された機密情報について複製が必要なときは、事前に甲の承諾を受けるものとする。

(目的外使用の禁止)

第4条 乙は、本目的の履行に伴って知り得た内容を他の用途に使用してはならない。

(第三者への開示)

第5条 乙は、本目的の履行のために知る必要のある範囲内で第三者に機密情報を開示する場合は、事前に甲の承諾を得て、第三者に開示することができるものとする。

- 2 乙は、前項により、機密情報を開示する第三者に対し、本誓約と同等の機密保持誓約書の提出を義務付けなければならない。
- 3 第1項の場合の他に、次の各号のいずれかに該当する場合は、例外として第三者に開示することができるものとする。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士その他乙に対して本誓約に基づき乙が甲に負うのと同様以上の守秘義務を負う者に対して、合理的に必要な範囲内において、開示する場合

(2) 法令又は政府機関、金融商品取引所、金融商品取引業協会、証券業協会その他これらに準ずる定めに基づき乙に開示が要求され、これに応じて合理的に必要な範囲内において、開示する場合

(乙の責任)

第6条 前条で乙が機密情報を開示した第三者が本誓約に違反した場合には、乙は、当該第三者と連帯して、甲に対して責任を負うものとする。

(返還・破棄義務)

第7条 乙は、甲より請求された場合又は本目的の履行が終了した場合には、機密情報に関する一切の書類、資料及びその複製品を速やかに甲に返却し、又は甲の指示に従い、破棄するものとする。

(関係者への遵守徹底)

第8条 乙は、本目的の履行のために機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員及び第5条で乙が機密情報を開示した第三者に、本誓約の内容を遵守させるものとする。

(損害賠償)

第9条 乙又は第5条で乙が機密情報を開示した第三者が、前各条項のいずれかに違反した場合又は甲の機密を漏えいしたことが明らかになった場合には、乙は、甲に直接生じた通常の損害に対して、賠償の責を負うものとする。

(協議解決)

第10条 本誓約に定めない事項に関して解釈に疑義を生じたときは、甲乙相互に誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上

(質問書様式)

令和8年度食品表示Gメンシステム運用保守業務に関する質問書

提出者
会社名
担当部局名
担当者氏名
電話番号
FAX番号
電子メール

質問事項

(質問年月日 令和 年 月 日)

表題	

注：質問は、1問につきこの用紙一枚を使用し、質問が複数となる場合は、この用紙を複写し、提出すること

提出先
宛先 徳島県生活環境部安全衛生課
食品表示企画担当
電話番号 088-621-2110
FAX番号 088-621-2848
電子メール anzeneiseika@pref.tokushima.lg.jp